

ひよこハウス ご利用のしおり



保育所の運営は、社会医療法人 社団更生会 から委託を受けて、
(社)全国保育サービス協会正会員・株式会社マミーズファミリーが行います。

社会医療法人 社団更生会

目 次

1. 保育理念	3
2. お子様への8つのお約束	3
3. 基本方針	3
4. 保育目標	4
5. 保育方針	4
6. 一日の流れ	5
7. 年間行事予定	6
8. 家庭との連絡～細かな連絡・相談を徹底します	6
9. 給食について	7
10. ひよこハウスの概要	8
11. 入退園の手続き等	9
(1)入園について	9
(2)退園について	10
12. 保育料	10
(1)基本保育	10
(2)その他注意事項	10
(3)保育料の支払いについて	10
13. ご利用にあたり	11
(1)保育の利用予定について	11
(2)送迎について	11
(3)保険・補償について	11
(4)災害及び非常時の対策・対応について	11
(5)個人情報保護について	12
(6)相談窓口	13
(7)その他	13
14. 健康管理について	14
(1)体調不調時の対応について	14
(2)投薬について	14
(3)感染症について	15
(4)内科検診・歯科検診・身体測定	16
(5)嘱託医	16
15. 持ちものについて	17

1. 保育理念

子どもにとって「生活」そのものが教育です。

子どもは「遊び」そのものが教育です。

そのことを見つめ、個人の気持ちと発達を考慮しながら「基本的生活習慣の確立」を目標とし、「遊び込める環境づくり」と「成長を助ける大人の関わり」を追求していきます。

2. お子様への8つのお約束

1. お子様の目を見て話しかけます。
2. 丁寧で肯定的な言葉かけをします。
3. どんな小さな赤ちゃんでも、声をかけてから手を差し出します。
4. お子さまを遠くから呼びつけたりせず、そばに行って話しかけます。
5. テレビ・ビデオなどではなく、絵本、わらべうたなどで感性を育てます。
6. 安全で快適な保育空間を提供します。
7. 小さなガマンができた時、心から誉めます。
8. 生活のお手本を指し示すと共に、自分でやり遂げようとする時、暖かく見守り、精一杯励まします。

3. 基本方針

(1) 子どもの最善の利益を考慮します。

子どもの人権に十分配慮するとともに一人一人の人格を尊重し幸せを第一に考えます。

(2) 子どもにとって最もふさわしい生活の場を保障します。

子どもが様々な人と出会い、関わり、心を通わせながら成長していくために心身ともに安心でき、乳幼児期にふさわしい生活の場を豊かに作りあげていきます。

(3) 保護者に対する支援を行います。

保育園に入園している子どもの保護者とともに成長の喜びを共有し、子育てを支えていきます。

4. 保育目標

- (1) 家庭的な環境を配慮し、一人一人の子ども達が、ゆったりとした生活を送り、充実した意識の中から、想像力豊かな心を育みます。
- (2) 異年齢間で交流する中で、思いやりのある心や人を大切にする心を育みます。
- (3) 「見る」「聞く」「触る」「味わう」「嗅ぐ」の五感を使った実体験を尊重し、探求する心を育みます。

5. 保育方針

(1) 感性を育てる

「乳幼児期のテレビ・ビデオの長時間視聴は危険」と日本小児科学会で指摘されましたが、当園では、お子さまへの強い刺激をできる限り排除するため、テレビ・ビデオ・キャラクターグッズがなくても遊び込める環境を作り、乳幼児期に欠かせない「感性を育てる保育」に取り組んでいます。このような観点から、園内でのお子さまの衣類や持ち物についても、キャラクターのついていないものとさせていただいておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

(2) 本物志向

年間行事の虫の声を聴く会、クリスマス会などの行事には、親子で参加し、目の前で生演奏を聴いて、本物を体感します。電子音やテープから流れてくる音ではなく、目の前の子どもたちのために「わらべうた」、「子守歌」、「童謡」を私たち保育者が歌います。

(3) 与える教育より引き出す教育を

「子どもが教えて欲しい」言ってきた時には、文字や数字を教えますが、敢えて、乳幼児期から文字や数字を教えません。室内でも戸外でも子どもが主体的に興味を持ったことに夢中になるような保育活動に取り組んでいます。

(4) 自律的な成長を促すために

1歳前後など、言葉のコミュニケーションが取りにくい場合に、かみつきやひっかきの行動が表れるケースがあります。これは、ほとんどのお子さんの成長過程で、少なからずある行動のため、事故防止には配慮しておりますが、必要以上に抑制することはしておりません。家庭での愛情不足等ではありませんので、保護者の方も安心して見守っていただきたいと思っております。子どもが自ら気づき、自律的に成長できるよう一緒に取り組んでまいります。

6. 一日の流れ

【標準時間】

〈乳児グループ〉

0歳～1歳5ヶ月

7:45	順次登園 ～環境設定保育～ お散歩等個人に応じて
11:00	離乳食
	～環境設定保育～ 午睡・遊びなど個人に応じて
16:00	おやつ
18:45	～環境設定保育～ 順次降園

〈幼児グループ〉

1歳6ヶ月～

7:45	順次登園 ～環境設定保育～
10:00	グループ別に戸外活動 能力開発遊び等
11:30	給食
12:30	午睡
15:30	おやつ
16:30	～環境設定保育～ 混合グループ
18:45	順次降園

【短時間】

〈乳児グループ〉

0歳～1歳5ヶ月

8:00	順次登園 ～環境設定保育～ お散歩等個人に応じて
11:00	離乳食
	～環境設定保育～ 午睡・遊びなど個人に応じて
15:00	おやつ
16:00	～環境設定保育～ 順次降園

〈幼児グループ〉

1歳6ヶ月～

8:00	順次登園 ～環境設定保育～
10:00	グループ別に戸外活動 能力開発遊び等
11:30	給食
12:30	午睡
15:00	おやつ
15:30	～環境設定保育～ 混合グループ
16:00	順次降園

7. 年間行事予定

- 4月 入園式・進級式
 - 7月 七夕まつり
 - 9月 虫の声を聴く会
 - 11月 秋のピクニック
 - 12月 クリスマス会
 - 1月 餅つき
 - 2月 節分
 - 3月 ひな祭り／修園式・卒園式
 - 毎月 身体測定／お誕生会／避難訓練
- ※年2回内科検診・年2回歯科検診を実施
※参観日週間を設けております。



※クラス編成及び一日の流れや行事予定は、園児数や年齢構成によりやむなく変更する場合があります。

8. 家庭との連絡～細かな連絡・相談を徹底します

- (1) 毎日
保育日記・・・お子さまの様子をお伝えしたり、ご家庭からの相談ごとを記入したりする、ご家庭と園との架け橋です。
- (2) 毎月
保育便り・・・園全体の様子や行事・誕生日などをお伝えします。
保育利用予定表・・・勤務の都合に合わせて、毎月提出していただきます。
- (3) 適宜
担当保育者が各期ごとの個人別保育目標を記録し、ご家庭にも配布します。

9. 給食について

食べる意欲は生きる力「食育」 ～5歳でお箸を上手に持てる子に！～

食育の基本は「食べる意欲を育てること」。そのために離乳食から徹底して「自分で食べたい！」と思える環境を配慮しています。

発育にあった食べ方とスプーンの使い方を援助することにより、幼児期には上手にお箸が持てるようになります。当社で開発した食器は、陶器の重みで集中力を高め、子どもの食事のマナーを促します。減農薬野菜や無添加調味料など、お子様の身体に優しい食材を使用し、暖かい手作りの給食を用意しています。

- ①昼食及びおやつは、アレルギーや成長発達に配慮し、保育園内の調理室で手作りしたものをご用意します。（原則として、午前のおやつは果物。午後は手作りおやつ）
- ②給食の献立表を毎月配布しています。
- ③卵・大豆・小麦など、アレルギーに対応した給食を提供することも可能です。但し、主治医による診断書が必要です。
- ④離乳食は6ヶ月から始めます。（離乳食開始についてのアンケートにご協力ください）
- ⑤宗教上の理由による除去も対応します。

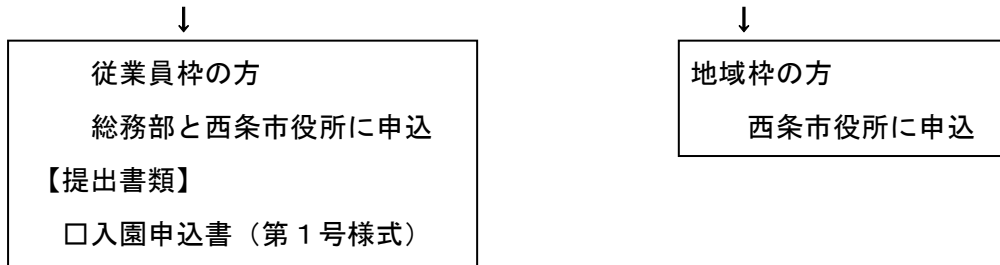
10. ひよこハウスの概要

施設名称	ひよこハウス
所在地	愛媛県西条市大町739番地 TEL 0897-56-5335 FAX
施設の概要	鉄骨造り2階建て 242.46 m ² ①乳児・ほふく室 14.58 m ² ②保育室 71.05 m ²
開園時間	基本保育時間：7時45分～18時45分
開園日	月曜日～土曜日
休園日	日曜・祝日 年末年始（12/30-1/3） お盆 8/16 地方祭 10/15 午後・10/16
入園定員	35名（従業員枠 25名 地域枠 10名）
保育対象	生後6か月～2歳（3歳を迎えた3/31まで） 従業員枠・・・社会医療法人社団更生会職員が養育する乳幼児 地域枠・・・西条市に在住または勤務している方が養育する乳幼児
職員体制	園責任者 1名 保育士 9名 調理員 1名 ※法定（児童福祉法）の職員配置基準を満たすべく、保育児童数により、増減します。
取扱う保育事業の種類	基本保育

1 1. 入退園の手続き等

(1) 入園について

① 入 園 利 用 事 前 申 込



② 西条市役所より入園決定通知書



③ 入 園 説 明 手 続 き

※ひよこ保育園より、保護者さまへ日時・場所について個別連絡致します。



④ 入 園 書 類 の 提 出

【提出書類】

- 入園説明確認書
- 生育歴
- 育児方針について
- 離乳食開始についてのアンケート
- 預金口座振替依頼書
- 個人情報に関する同意書



⑤ 利 用 開 始



⑥ 慣 ら し 保 育

※（1日4時間程度）保護者の方と一緒に登園いただきます。

(2) 退園について

退園される場合は、退園希望予定日 1 ヶ月前までに退園届を西条市及びひよこハウスにご提出願います。

1 2. 保育料

児童 1 人 1 ヶ月あたり（年齢区分は毎年度 3 月 31 日時点での満年齢による）

(1) 基本保育

西条市が定めた保育料を徴収します。

(2) その他注意事項

- ①上の料金体系は、毎年 4 月及び 9 月に見直しを行います。
- ②園外保育時など、別途実費をご請求させていただく場合があります。

(3) 保育料の支払いについて

従業員枠の方・・・基本保育料は給料天引きにさせていただきます。

地域枠の方・・・指定の口座より毎月 27 日に引落しさせていただきます。

13. ご利用にあたり

(1) 保育の利用予定について

- ①毎月25日までに「保育利用予定表」を提出して下さい。なお、内容を変更する場合は、保育日記または口頭にて連絡下さい。
- ②欠席・登園の時間が遅れる場合は、当日の登園予定時刻までに、必ず保育園までご連絡願います。
- ③お迎えが遅れる場合は、変更後の時間を速やかに保育園までご連絡願います。

(2) 送迎について

保護者または通常の送迎者以外の方（代理者）が送迎される場合は、事前に連絡のうえ、身分証明書等により代理者であることを確認できるものを提示して下さい。

(3) 保険・補償について

- ①保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、必要に応じて嘱託医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- ②保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承願います。
- ③保育中に運営会社の不手際・提供物の原因により、お子さまのケガや事故が発生した場合、運営会社が加入する保険の補償の範囲内にて保険金が支払われます。

賠償補償	1名最高10億円 1事故最高10億円
傷害事故補償	死亡・後遺障害 100万円 入院 日額1,500円 通院 日額1,000円

(4) 災害及び非常時の対策・対応について

- ①毎月、火災及び地震・不審者を想定した避難訓練を実施します。
- ②避難場所は、保育所前駐車場又は病院屋上です。避難場所の確認をお願いします。
- ③地震や災害時は、お子様の引き取りをお願いします。大地震のときなど連絡がとれない場合もございますので、状況を判断しお迎えに来て下さい。
- ④保育園の電話連絡は混乱が予想されますので、必要最小限にお願いいたします。
- ⑤園及び園児の状況は、緊急連絡網及び災害伝言ダイヤルにてお知らせいたします。
- ⑥緊急連絡網システムに登録をお願いします。
- ⑦管轄消防署・警察署は下記のとおりです。

消防署	管轄消防署名	西条市東消防署
	所在地	西条市新田183番地1 TEL 0897-55-0119
警察署	管轄警察署名	西条警察署
	所在地	西条市新田133番地1 TEL 0897-56-0110

(5) 個人情報保護について

<p>基本方針</p>	<p>社会医療法人社団更生会村上記念病院（ひよこハウス運営受託会社株式会社マミーズファミリー）は、「個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」とされていることを踏まえて、個人情報を取り扱う全ての者が、個人情報の性格と重要性を十分に理解し、利用者の個人情報の保護を図り、最大限の努力することを宣言します。</p>
<p>情報の利用目的</p>	<p>個人情報は、次の目的で収集・管理・利用します。</p> <p>①園での案内（ホームページ、パンフレット等） ※ホームページについては、許可なく個人の顔、氏名が特定される写真は使用しません。</p> <p>②園内でのお知らせ・お便り</p> <p>③緊急時連絡、緊急時連絡網の作成</p> <p>④園の活動目的での写真撮影</p> <p>⑤園の活動目的でのビデオ作成</p> <p>⑥園行事保存資料としてのビデオ作成</p> <p>⑦園内での注文用写真</p> <p>⑧職員会議、ケース会議</p> <p>⑨保育支援計画の策定及び実施に関するもの</p> <p>⑩所持品管理、健康管理、衛生管理、避難訓練等防災に関するもの</p> <p>⑪事故等の内部報告に関するもの</p> <p>⑫会計、経理、金銭管理業務に関するもの</p> <p>⑬退園等の管理業務に関するもの</p> <p>⑭事故発生時における損害、賠償責任に関する保険会社からの照会（氏名、性別、年齢、障害状況への回答）</p>
<p>目的外利用の制限</p>	<p>上記の情報の利用目的以外の目的及び法令等に基づく場面以外で、個人情報を収集・管理・利用しません。特別な事情により上記の情報の利用目的以外の目的及び法令等の基づく場面以外で、個人情報を利用する場合には、事前に対象者に連絡し、必ず同意を得ることとします。</p>
<p>情報の種類</p>	<p>個人情報とみなす情報は以下の通りです。</p> <p>氏名、生年月日、住所、電話番号（自宅、携帯、FAX）、メールアドレス（パソコン、携帯）、写真、ビデオ、発達の記録、各種の保育記録、災害記録、その他個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合でき、それにより当該個人を識別できるものを含む）</p>

(6) 相談窓口

日々のご相談事、お困り事、苦情等は、担当保育士もしくは園責任者に、何なりとご相談ください。それでも解決しない場合などは、マミーズファミリーの本社管理部（お客様相談室）にて対応させていただきます。

また、利用者の方により良いサービスを提供するため、利用者の方からのご意見・ご要望を承っております。いただいたお声は、今後のサービス改善等に役立てさせていただきます。日頃のサービスのご不満やお気づきの点がありましたらお声をお聞かせ下さい。

株式会社マミーズファミリー 本社管理部 お客様相談室

電話：0120-194-041 Mail：info@mammys-f.jp

村上記念病院 総務課

電話：0897-56-2300

(7) その他

- ①住所など保育園への入園申し込み事項に変更が生じた場合は、すみやかに届け出て下さい。
- ②園行事等で、スマートフォン・携帯電話・デジタルカメラ等で撮影する場合には、個人情報保護や危機管理対策及びマナーとして、他のお子さんの顔や情報等が判別できるような写真やコメントをSNS（フェイスブックやツイッター等）に掲載しないようにして下さい。

14. 健康管理について

(1) 体調不調時の対応について

健康状態は、登園時に毎回確認することとします。その結果、集団保育が不可と判断した場合は、お預かりできません。保育の可否は、下記の症状及び厚生労働省の感染症対策ガイドラインに基づいて行います。

※集団保育が不可と判断する症状の一例（保育中に連絡させて頂く場合があります）

- ① 37.8度以上熱がある。
- ② 2回以上、嘔吐している。
- ③ 2回以上、水様便の下痢がある。
- ④ 下痢の回数が多い。（1日3回以上）
- ⑤ 発疹がある。
- ⑥ ぐったりしている。
- ⑦ 咳き込みが激しい。
- ⑧ その他、感染症の疑いがある。

(2) 投薬について

咳止め、整腸剤などの投薬は医療行為に当たります。そのため、園で保育中に投薬を希望される場合には、次のことにご協力下さい。

- ① お預かりできるのは医師の処方薬のみになります（市販薬はお預かりできません）。
- ② 保育園備え付けの投薬依頼書にて、必ず投薬の依頼をして下さい。
- ③ 薬の袋に「名前・投薬時間」（あるいは昼食後など）を記入下さい。
- ④ 水薬は、1回分を計ってご持参下さい。
- ⑤ 喘息やアレルギーなど慢性疾患により、毎日投薬が必要な場合には、特殊投薬依頼書をご提出下さい。（毎回の投薬依頼書が不要になります。）
- ⑥ 虫よけスプレーや日焼け止めなどを使用する場合には、季節に応じて連絡します。

(3) 感染症について

下記の表は、学校保健安全法において「学校において予防すべき感染症」の一覧表です。当園でも準じて対応しています。入園しおりP15の感染症の場合は、登園届が必要です。

感染症名	登園のめやす
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過している
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過している
風しん(三日はしか)	発疹が消失している
水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化している
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下線の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になっている
咽頭結膜炎(プール熱)	発熱、充血等の主な症状が消え2日経過している
流行性角結膜炎(はやり目)	充血、目やに等結膜炎の症状が消失している
百日咳	特有の咳が消失している、又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療を終了している
腸管出血性大腸菌感染症	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されている
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められている
髄膜炎菌性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められている
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過している
マイコプラズマ肺炎	発疹や激しい咳が治まっている
手足口病	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれる
伝染性紅斑(リンゴ病)	全身状態が良い
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれる
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれる
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身の症状が良い
帯状疱疹	すべての発疹が痂皮化している
突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良い
ヘルペス口内炎	発熱がなく、よだれが止まり、普段の食事ができる
伝染性膿痂疹(とびひ)	皮膚が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度のものである
アタマジラミ	駆除を開始している
伝染性軟属腫(ミズイボ)	掻きこわし傷から浸出液が出ているときは被覆している

(4) 内科検診・歯科検診・身体測定

①嘱託医により内科検診を年2回・歯科検診を年2回実施します。診て欲しい内容がありましたら問診票にてお知らせください。

②身体測定を月1回実施します。

※結果は保育日記でお知らせします。

※乳児は、年2回（6月・12月）身長・体重の測定に加え、頭囲・胸囲の測定を行います。

(5) 嘱託医

嘱託医 (小児科)	村上記念病院 小児科 西条市大町739番地
嘱託医 (歯科)	村上記念病院 歯科 西条市大町739番地

15. 持ち物について

毎日の登園でお持ちいただく物は「保育日記」のみです。その他の必要な物については、下記の表を目安に季節に合わせてご準備ください。当園にてお預かりいたします。

	持ち物	目安	備考
衣類	肌着	2	その季節の物
	靴下	2	その季節の物
	トレーナー(Tシャツ)	2	その季節の物
	ズボン	2	その季節の物
タオル	手拭きタオル	4	10cm程度のループを付けてください
	大判バスタオル	1	お昼寝の敷き布
	大判バスタオル	1	お昼寝の掛布(6月~10月)
	綿毛布	1	お昼寝の掛布(11月~5月)
その他	置き靴	1	
	おむつ	—	おむつサービスをご利用されない場合
乳児のみ	ミルク缶	1	
	哺乳ビン	2	
	ガーゼ	4	

- ①持ち物すべてに記名をお願いします。(消えている場合には、書き足します。)
- ②強い色の刺激等を避けるため、衣類や持ち物は、キャラクターでないものにご協力下さい。
- ③服装は、自由です。汚れてもいいもの、動きやすいものを着せてあげて下さい。
- ④汚れた衣類の洗濯は、保育園内で行います。洗濯を希望されない場合は、事前にお知らせ下さい。
- ⑤靴は、なるべくスニーカー・運動靴等動きやすいもので登園して下さい。
また、戸外遊び用の置き靴も、自分で着脱しやすい動きやすいものをお願いいたします。
- ⑥粉失や食中毒などの事故を防ぐため、ご家庭からのおもちゃ・食べ物(お菓子、ジュースを含む)の持ち込みはご遠慮ください。